

3 結婚生活と健康

はじめに

学習指導要領にどのように書かれているかを確認することから始めます。この単元は学習指導要領上の位置づけとしては、

(2) ア 生涯の各段階における健康	(イ) 結婚生活と健康
--------------------	-------------

の内容に該当します。

指導要領解説には、

健康な結婚生活について、心身の発達や健康状態など保健の立場から理解できるようにする。
 その際、受精、妊娠、出産とそれに伴う健康課題について理解できるようにするとともに、家族計画に意義や人工妊娠中絶の心身への影響などについても理解できるようにする。また、結婚生活を健康に過ごすには、自他の健康への責任感、良好な人間関係や家族や周りの人からの支援、及び母子への健康診査の利用などの保健・医療サービスの活用が必要なことを理解できるようにする。
 なお、男女それぞれの生殖にかかわる機能については、必要に応じて関連付けて扱う程度とする。

内容の取扱い

(2) のアについては、思春期と健康、結婚生活と健康及び加齢と健康を取り扱うものとする。
 また、生殖に関する機能については、必要に応じ関連付けて扱う程度とする。責任感を涵養することや異性を尊重する態度が必要であること、及び性に関する情報等への適切な対処についても扱うよう配慮するものとする。

と書かれています。

【理解できるようにすること】

- 保健の立場からみた、健康な結婚生活について（心身の発達や健康状態など）
- 結婚生活を健康に過ごすには、自他の健康への責任感、良好な人間関係や家族や周りの人からの支援が必要なこと。

【配慮すること】

- 指導に当たっては、発達の段階を踏まえること、学校全体で共通理解を図ること、保護者の理解を得ること。

授業づくりの実際（指導と評価の一体化を意識して）

内容の取扱いの（８）には、指導に際しては、知識を活用する学習活動を取り入れるなどの指導方法の工夫を行うものとする。となっています。これは、「保健」の指導に当たっては、知識の習得を重視した上で、知識を活用する学習活動を積極的に行うことにより、思考力・判断力等を育成していくことを示したものである。指導に当たっては、ディスカッション、ブレインストーミング、ロールプレイング（役割演技法）、実習や実験、課題学習などを取り入れること、地域や学校の実情に応じて養護教諭や栄養教諭、学校栄養職員など専門性を有する教職員等の参加・協力を推進することなど多様な指導方法の工夫を行うよう配慮することを示したものです。

《例示》

【知識・理解】→指導方法と評価方法の検討

○結婚の法的条件（保健の立場から）

・年齢 ・父母どちらかの同意（未成年の場合）

○結婚生活に必要な条件（保健の立場から）

・経済面 ・社会面 ・精神面 ・身体面

○結婚生活と家族の健康

・お互いの健康状態

・家族への責任

【思考・判断】→指導方法と評価方法の検討

○あなたのイメージする健康的な結婚生活とはどのようなものだろうか。あげてみよう。

【関心・意欲・態度】→評価方法の検討

○今日の学習のどの場面でどのように評価するか。

上記の指導方法や評価方法を念頭に、指導内容の順序や発問の仕方、知識を活用する学習活動の取り入れ方などを工夫し、1時間の授業を組み立てていきます。

本単元のキーワード

「性機能の成熟」「良好な人間関係」「生活習慣」「家族への影響」